

「医療保険証の写し」及び「市町村民税所得・課税証明書」について

受診者が加入している医療保険によって、提出が必要な方、提出書類が異なります。

	加入している医療保険		
		★国民健康保険（国保） ★後期高齢者医療保険（後期高齢）の場合 例： ○○市（町村）国民健康保険、青森県後期高齢者医療広域連合	★国民健康保険組合（国保組合）の場合 例：医師国保組合、全国土木建築国保組合、全国板金業国保組合、中央建設国保組合 など
「医療保険証の写し」の提出が必要な方	住民票上同じ世帯で同じ医療保険の加入者全員 （18歳未満の受診者の保護者が後期高齢者医療保険加入者である場合は、保護者の医療保険証の写しも必要です。）	同居・別居を問わず、同じ医療保険の加入者・家族被保険者全員	受診者及び被保険者 （受診者の医療保険証に被保険者氏名が記載されている場合は被保険者分を省略できます。）
「市町村民税所得・課税証明書」の提出が必要な方（※1）	医療保険証提出者全員 （3月まで中学生以下だった方については、所得がない場合は省略可能です。）	医療保険証提出者全員	被保険者 （被保険者の「年税額」が0円の場合は、受診者または保護者の分も提出が必要です。）

※1 市町村民税所得・課税証明書について

1) 申請書の提出が4月～6月：申請書提出年度の前年度の証明書

申請書の提出が7月～翌年3月：申請書提出年度の当年度の証明書

その年の1月1日に住民登録がある市町村で交付が受けられます。

本人以外が証明書を市町村窓口で交付を受けるには委任状が必要となる場合がありますので、交付を受ける市役所・町村役場に事前に御確認いただくことをお勧めします。

2) 「国保組合加入者」と「被用者保険加入者で被保険者の年税額が0円の方」を除き、市町村民税の税額決定・納税通知書や、給与所得者等の特別徴収税額決定通知書で代用可能です。ただし、源泉徴収票や確定申告書の写しでは市町村民税額が確認できないため代用できません。

※※ 市町村民税非課税の場合、下記に御注意ください ※※

上記の提出対象者全員分の市町村民税の「年税額」が0円の場合、下記に御注意ください。

**住民税未申告ではありませんか**

非課税の場合は受診者（受診者が18歳未満の場合、保護者）の「合計所得金額」を確認する必要がありますが、収入がないなどのため未申告だと、証明書に合計所得金額が記載されません。市町村窓口で申告したうえで、合計所得金額が何円なのか（0円なら0円と）記載された証明書を交付してもらってください。

**障害年金、遺族年金等の非課税の給付を受けていませんか**

非課税の場合で、受診者（受診者が18歳未満の場合、保護者）が障害年金、遺族年金等（※2）を受給している場合は、受診者または保護者の1年間の受給額（※3）が分かる書類（年金の振込通知書の写しや改定通知書の写し等）の提出が必要です。

※2 「障害年金、遺族年金等」とは

以下の年金等の給付は非課税のため、所得課税証明書で年間の受給額が確認できませんので、額が確認できる書類の提出が必要です。

障害年金（基礎年金、厚生年金保険、労災保険年金、共済年金等）、特別障害給付金、特別障害者手当、（経過的）福祉手当、寡婦年金、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、遺族年金（基礎年金、厚生年金保険、共済年金等）、障害手当（一時金）

※3 「1年間の受給額」とは

申請書の提出が4月～6月：申請書提出年の前々年の1月～12月の受給額

申請書の提出が7月～翌年3月：申請書提出年度の前年の1月～12月の受給額